



秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
生活保護法による医療機関の指定(三三三・福祉政策課)	1
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(三三四・福祉政策課)	1
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(三八五・横手保健所)	2
平成十五年度保育士試験の実施(三八六・子育て支援課)	2
道路区域の変更(三八七・道路環境課)	4
建築基準法による道路位置の指定(三八八・秋田地域振興局建設部)	5
公告	

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
さとう心療内科	佐藤 泰治	大館市水門町二番十三号	心療内科、精神科、神 経科、内科	平成十五年三月三十一日
おおくま歯科クリニック	大熊 炬	本荘市出戸町字赤沼下四百二十三番地一	歯科	平成十五年三月二十四日
齋藤薬局	齋藤 良子	由利郡仁賀保町平沢字中町六十九番地	調剤薬局	平成十五年二月十九日

秋田県告示第三百八十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、次のと

告 示

特定調達に係る随意契約の相手方の決定(税務課)	5
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)	5
土地改良区の役員の変更及び就任の届出(山本地域振興局農林部)	6
土地改良区の役員の変更の届出(秋田地域振興局農林部)	7
土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部)	7
県営土地改良事業工事の完了(由利地域振興局農林部)	7
共同施行等土地改良事業の換地処分届出(平鹿地域振興局農林部)	8
人事委員会公告	
平成十五年秋田県職員採用試験公告	8
平成十五年度警察官採用試験公告	9

秋田県告示第三百八十三号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十五年五月十六日

秋田県知事 寺田 典城

おり指定医療機関から事業の廃止の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十五年五月十六日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
斎藤薬局	斎藤 幹	由利郡仁賀保町平沢字中町六十九番地	平成十五年二月十九日
西宮医院	西宮 禮子	湯沢市材木町二丁目一番四十四号	平成十五年四月一日
朝日屋薬局 大町支店	柳澤 正夫	鹿角市花輪字中花輪百三十七番地一	平成六年十一月十四日
小林歯科医院	小林 義禎	能代市畠町三番三号	平成十五年三月三十一日

秋田県告示第三百八十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年五月十六日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
西成クリニック	平鹿郡十文字町十文字新田一番地二	平成十五年四月三十日

秋田県告示第三百八十六号

児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十三条第十項の規定により、次のとおり平成十五年度保育士試験を実施するので、児童福祉法施行細則(昭和四十八年秋田県規則第十五号)第十四条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年五月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 試験の日時及び場所

(一) 筆記試験

(1) 日時

平成十五年八月七日(木) 午前九時から午後三時五分まで
平成十五年八月八日(金) 午前十時から午後四時まで

(2) 場所

秋田市中通六丁目六番三十六号 秋田県立秋田東高等学校

(但し、受験者が多数のときは別の場所に変更する場合があります)

(二) 実地試験

(1) 日時

平成十五年八月五日(火) 午前九時三十分から午後六時まで
平成十五年八月六日(水) 午前九時三十分から午後六時まで
平成十五年八月七日(木) 午後三時三十分から午後五時まで

(2) 場所

秋田市中通六丁目六番三十六号 秋田県立秋田東高等学校

(但し、受験者が多数のときは別の場所に変更する場合があります)

二 試験科目及び時間割

(一) 八月五日から八月六日(県が指定した一日)

保育実習(実地(音楽及び言語)) 午前九時三十分から午後六時まで

但し、保育実習(実地)にあっては、絵画制作、音楽、言語のうち二つを申請時に選択し受験することとする。

(二) 八月七日

発達心理学及び精神保健

午前九時から午前十時三十分まで

小児栄養

午前十時五十分から午前十一時五十分まで

教育原理及び養護原理

午後零時三十分から午後二時まで

保育実習(筆記)

午後二時二十分から午後三時五十分まで

保育実習(実地)(絵画制作)

午後三時三十分から午後五時まで

(三) 八月八日

小児保健

午前十時から午前十一時まで

児童福祉

午前十一時三十分から午後零時三十分まで

社会福祉

午後一時三十分から午後二時三十分まで

保育原理

午後三時から午後四時まで

三 受験資格

次のいずれかに該当する者

(一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学に二年以上在学して六十二単位以上修得した者又は高等専門学校を卒業した者、その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣の定める者

なお、厚生労働大臣の定める者とは、次のいずれかに該当するものである。

(1) 学校教育法による大学に一年以上在学している者であつて、平成十五年度中に六十二単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めたる者

(2) 学校教育法による高等専門学校及び短期大学の最終学年に在学している者であつて、平成十五年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めたる者

(3) 学校教育法による高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の専攻科(修業年限二年以上のものに限る。)(若しくは盲学校、聾学校、養護学校の専攻科(修業年限二年以上のものに限る。))を卒業した者、又は当該専攻科の最終学年に在学している者であつて、平成十五年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めたる者

(4) 学校教育法による専修学校の専門課程(修学年限一年以上のものに限る。)(若しくは各種学校(同法第五十六条第一項に規定する者を入学資格とするもの)であつて、修業年限二年以上のものに限る。))を卒業した者、又は当該専修学校の専門課程若しくは当該各種学校の最終学年に在学している者であつて、平成十五年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めたる者

(5) 外国において、学校教育における十四年以上の課程を終了した者

(二) 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を終了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。)(又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、児童福祉施設(認可施設に限り、へき地保育所を含む。以下同じ。)(又は厚生労働省の定める特別保育事業としての家庭的保育事業において、二年以上児童の保護(常勤若しくはそれに準ずる勤務形態。以下同じ。))に従事した者(ただし、家庭的保育事業にあつては、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又は配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者に限る。)

(三) 児童福祉施設又は厚生労働省の定める特別保育事業としての家庭的保育事業において、五年以上児童の保護に従事した者(ただし、家庭的保育事業にあつては、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又は配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者に限る。)

(四) 平成三年三月三十一日において次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を終了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。)(又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

(2) 学校教育法による高等学校、又は文部科学大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を一年以上履修した者で、児童福祉施設において一年以上児童の保護に従事した者

(3) 学校教育法による高等学校、又は文部科学大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を一年以上履修した者で、児童福祉施設において二年以上児童の保護に従事した者

(4) 満十八歳に達した後、児童福祉法による児童福祉施設において三年以上児童の保護に従事した者

(五) (一)から(四)までに掲げる者のほか、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事において適当な資格を有すると認定した者

(六) 平成八年三月三十一日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者

四 受験申込みに必要な書類

(一) 添付書類

(2) 1) 受験資格を有することを証する書類 一通
住民票の写し 一通

- 五 受験申請書用紙の交付
 (一) 期間及び時間
 日曜日及び土曜日を除き、平成十五年五月十六日(金)から同年六月二日(月)までの午前九時から午後五時まで
- (二) 場所
 秋田市山王四丁目一番一号 健康福祉部子育て支援課
 郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「保育士試験受験申請書請求」と朱書し、百四十円切手をはったあて先明記の返信用封筒(A四判)を同封すること。
- 六 受験申請書の受付
 (一) 期間及び時間
 日曜日及び土曜日を除き、平成十五年五月二十三日(金)から同年六月二日(月)までの午前九時から午後五時まで
 郵送の場合は、簡易書留により送付すること。また、締切日必着とする。
- (二) 場所
 秋田市山王四丁目一番一号 健康福祉部子育て支援課
 郵送の場合は、封筒の表に「保育士試験受験申請書在中」と朱書すること。

- 七 受験手数料
 (一) 額 八千九百円
- (二) 納付方法
 受験申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。
- 八 合格者の発表
 平成十五年十月上旬に秋田県公報に搭載するとともに、受験者には書面で通知する。
- 九 試験についての問い合わせ先
 健康福祉部子育て支援課(電話)〇一八 八六〇 一三四三)
- 秋田県告示第三百八十七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十五年五月十六日
- 秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類		旧新別		路線名		区 間		敷地の幅員(メートル)		延長(キロメートル)	
新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
植田平鹿線		植田平鹿線		植田平鹿線		植田平鹿線		植田平鹿線		植田平鹿線	
平鹿郡十文字町植田字宮ノ東二二三番三から字忍ノ沢一五三番二まで	平鹿郡十文字町植田字宮ノ東二二三番三から字忍ノ沢一五三番二まで	平鹿郡十文字町植田字宮ノ東二二三番三から字忍ノ沢一五三番二まで	平鹿郡十文字町植田字宮ノ東二二三番三から字忍ノ沢一五三番二まで	平鹿郡十文字町植田字宮ノ東二二三番三から字忍ノ沢一五三番二まで	平鹿郡十文字町植田字宮ノ東二二三番三から字忍ノ沢一五三番二まで	平鹿郡十文字町植田字宮ノ東二二三番三から字忍ノ沢一五三番二まで	平鹿郡十文字町植田字宮ノ東二二三番三から字忍ノ沢一五三番二まで	平鹿郡十文字町植田字宮ノ東二二三番三から字忍ノ沢一五三番二まで	平鹿郡十文字町植田字宮ノ東二二三番三から字忍ノ沢一五三番二まで	平鹿郡十文字町植田字宮ノ東二二三番三から字忍ノ沢一五三番二まで	平鹿郡十文字町植田字宮ノ東二二三番三から字忍ノ沢一五三番二まで
一六・〇〇〇	一六・〇〇〇	一六・〇〇〇	一六・〇〇〇	一六・〇〇〇	一六・〇〇〇	一六・〇〇〇	一六・〇〇〇	一六・〇〇〇	一六・〇〇〇	一六・〇〇〇	一六・〇〇〇
二六・五〇〇	二六・五〇〇	二六・五〇〇	二六・五〇〇	二六・五〇〇	二六・五〇〇	二六・五〇〇	二六・五〇〇	二六・五〇〇	二六・五〇〇	二六・五〇〇	二六・五〇〇
一・三三五	一・三三五	一・三三五	一・三三五	一・三三五	一・三三五	一・三三五	一・三三五	一・三三五	一・三三五	一・三三五	一・三三五

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年五月十六日から同月二十九日まで

秋田県告示第三百八十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第40号)第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十五年五月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 秋田市手形字大松沢十八番地一 有限会社 目章建築 代表取締役 目 黒 章	道路の位置の指定箇所 南秋田郡天王町天王字追分西百一番十三 地先	道路の延長 三十五メートル	道路の幅員 四メートル	指定年月日 平成十五年五月八日
--	--	------------------	----------------	--------------------

公 告

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第307号)以下「特例政令」という。(第十一条の規定に基づき、公示する。
 平成十五年五月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
秋田県税務総合システム用機器等賃借及び保守 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
総務部税務課 秋田市山王四丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十五年三月三十一日
- 四 随意契約の相手方の名称及び住所
エヌイーシーリース株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 随意契約に係る契約金額
四千五百五十九万九千四百円
- 六 随意契約の理由
特例政令第十条第一項第二号に掲げる理由による。

特例非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特例非

営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年五月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日
平成十五年四月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
国際空手道連盟極真会館本荘道場
- 三 代表者の氏名
佐 藤 俊 和
- 四 主たる事務所の所在地
本荘市出戸町字瓦谷地二十九番地一
- 五 定款に記載された目的
本荘由利地区の地域住民に対して、スポーツ振興を通じて青少年の健全育成と、地域住民の健康増進に関する支援事業を行い、以って地域社会の健全発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年五月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日
平成十五年四月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
「和(なごみ)」
- 三 代表者の氏名
中田 孝子
- 四 主たる事務所の所在地
南秋田郡若美町福米沢字福米八十八番地一 内
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者、病弱者など自立及び家事、介護に対して、支援に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
平成十五年五月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日
平成十五年四月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
県南介護サポートかがやきネット
- 三 代表者の氏名
谷川 都子
- 四 主たる事務所の所在地
横手市田中町四番三十一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、県南地域内の住民に対して、介護支援や生活支援、悩み、相談等に関する事業を行い、福祉の増進の寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
平成十五年五月十六日

- 一 申請のあった年月日
平成十五年五月十六日
- 秋田県知事 寺田典城

- 平成十五年四月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
観光商業研究会きたつら
- 三 代表者の氏名
安藤 大輔
- 四 主たる事務所の所在地
角館町上新町四十三番一
- 五 定款に記載された目的
この会は、地域住民に対し、社会教育の推進、文化・スポーツの振興やまちづくりの推進等に関する事業を行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
平成十五年五月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日
平成十五年四月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
横手ひらか地域通貨「ドモ」委員会
- 三 代表者の氏名
中村 昭一
- 四 主たる事務所の所在地
横手市田中町四番三十一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、横手ひらかの地域住民を対象に地域通貨の導入を通じて、当面の少子高齢化や環境汚染、過疎化問題などの深刻な社会問題の解決のために積極的に貢献したいと考える。とりわけ、横手ひらか地域通貨「ドモ」を媒体とする地域住民の新しい交流活動を広域的に推進して、地域社会の活性化及びコミュニティの再生を図ることを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十五年五月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 能代市浅内黒岡土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

能代市浅内字大坪四十八番地

浅内字大坪七十四番地

浅内字黒岡二十五番地

山本郡八竜町大口字釜谷百五番地

能代市浅内字大山二十二番地

浅内字留山三十五番地

(二) 就任理事の住所及び氏名

能代市浅内字大坪四十八番地

浅内字黒岡二十五番地

浅内字大坪七十四番地

浅内字留山三十五番地

山本郡八竜町大口字釜谷百五番地

能代市浅内字大山二十二番地

浅内字成合五十八番地

二 能代市浅内土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

能代市浅内字寒川家上十番地

浅内字浅内八十七番地

(二) 就任理事の住所及び氏名

能代市浅内字寒川家上十番地

浅内字浅内八十七番地

三 能代市榊土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

能代市字大内田六十一番地

字大内田七十二番地

字仁井田白山三十七番地

字坊ヶ崎九十三番地

字機織轄の目百八番地

字長崎五番地

字機織轄の目百三十七番地

字機織轄の目五十七番地

字塩干田八番地

彩霞長根五番地

小川善信

金谷政幸

金谷弘征

牧野英臣

金谷吉之助

金谷智明

小川善信

金谷弘征

金谷政幸

金谷智明

牧野英臣

金谷吉之助

今野伸義

多賀谷政文

原田文宏

多賀谷政文

原田文宏

多賀谷政文

原田文宏

大山勝史

大山喜代夫

佐藤睦夫

大山金悦

渡辺重雄

袴田正彦

田村千代見

武田千代見

田中耕太郎

藤田藤夫

(二) 就任理事の住所及び氏名

能代市字大内田六十一番地

字大内田七十二番地

字機織轄の目三十四番地

字大内田一番地

字仁井田白山三番地

彩霞長根五番地

字田屋六十八番地

字機織轄の目百三十七番地

字長崎五番地

字機織轄の目五十七番地

大山勝史

大山喜代夫

船山正一

佐藤正吉

浅野勘四郎

藤田藤夫

田村公一

田村千代見

袴田正彦

武田豊

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大潟土地改良区から次のとおり役員住所の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年五月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 変更前の理事の住所及び氏名

山本郡琴丘町鹿渡字高屋敷七十二番地

二 変更後の理事の住所及び氏名

山本郡琴丘町鹿渡字高屋敷家ノ前八十三番地

鈴木敏雄

鈴木敏雄

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、由利郡滝沢堰土地改良区から申請があった定款変更について、平成十五年五月六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年五月十六日

秋田県知事 寺田典城

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年五月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 県営土地改良事業(大砂川地区担い手育成基盤整備事業)

完了年月日 平成十五年三月二十七日

二 県営土地改良事業(中三地区担い手育成基盤整備事業)

- 完了年月日 平成十五年三月二十七日
- 三 県管土地改良事業(川辺地区担い手育成基盤整備事業)
完了年月日 平成十五年三月二十八日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定により、次の者から次のとおり換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十五年五月十六日

秋田県知事 寺田 典 城

- 一 平鹿郡大森町八沢木字中ノ又十五番地一申ノ又地区は場整備事業共同施行代表者 菊池庄一郎
- (一) 事業名 土地改良事業(中ノ又地区非補助は場整備事業)
- (二) 換地処分年月日 平成十五年五月六日

人事委員会公告

平成15年度秋田県職員採用試験公告
人事委員会規則 4 5 (職員の任用) 第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。
平成15年5月16日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

- 1 試験の種類及び程度
平成15年度秋田県職員採用上級試験 大学卒業程度
- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職務内容
行政	10	知事部局又は教育庁の課及び地方機関等に勤務して行政事務又は学校事務に従事する。
薬剤師	3	
心理判定	3	
化学	2	

農学(一般)	3	知事部局の課又は地方機関に勤務して専門的技術業務に従事する。
林学	1	
総合土木	4	
建築	1	
機械	1	
電気	2	企業局の課、発電事務所等に勤務して専門的技術業務に従事する。

- 3 給与
初任給は平成15年4月1日現在、原則として薬剤師は医療職員給料表22級2号級(月額177,400円)、その他の職種は行政職給料表2級2号給(月額171,500円)が支給され、このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。
- 4 受験資格
次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができなない者は、受験できない。

- (1) 行政、心理判定、化学、林学、総合土木、建築、機械、電気
次のア、イのいずれかの要件を満たす者が受験できる。
ア 昭和49年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者
イ 昭和57年4月2日以降に生まれた者であって、大学(短期大学を除く。)を卒業したもので若しくは平成16年3月31日までに卒業する見込みのもの又は秋田県人事委員会が同等の資格があるものと認めるもの
- (2) 薬剤師
(1)のア又はイの要件を満たす者で、薬剤師の免許を有するもの又は平成15年度中に実施する薬剤師国家試験で薬剤師の免許を取得する見込みのものが受験できる。
- (3) 農学(一般)
(1)のア又はイの要件を満たす者で、改良普及員(農業経営)若しくは改良普及員の資格取得者又は平成15年度中に実施する改良普及員資格試験で改良普及員

の資格を取得する見込みのものが受験できる。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日

平成15年6月22日(日)

イ 場所

秋田経済法科大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1

都道府県会館 東京都千代田区平河町二丁目6番3号

ウ 方法

大学卒業程度の教養試験、専門試験及び論文試験を行う。

エ 合格者の発表

平成15年7月4日(金)に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日及び場所

平成15年7月下旬に、秋田市において行う。

イ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査及び身体検査を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成15年8月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。各任命権者は、提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、「薬剤師」の最終合格者で、薬剤師の免許を取得できないかかった場合及び「農学(一般)」の最終合格者で、改良普及員資格を取得する見込みのものが平成15年度中に実施する薬剤師国家試験で薬剤師の資格を取得できなかった場合には、それらの者は採用候補者名簿から削除される。

(2) 予定時期

平成16年4月以降

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁県民ホール、総合生活文化会館(アトリオン)、各地域振興局総務企画部、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及びAターンプラザ秋田において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要な事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成15年5月19日(月)から同年6月4日(水)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成15年6月4日(水)までの消印のあるもの

に限り、受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

平成15年度警察官採用試験公告

人事委員会規則45(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成15年5月16日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

1 試験の種類、区分及び実施機関

(1) 種類

平成15年度警察官採用試験

(2) 区分及び実施機関

試験区分	実施機関
警察官A	秋田県、埼玉県、千葉県及び神奈川県各人事委員会並びに警視庁
女性警察官A	秋田県人事委員会

2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程 度	採 用 予 定 人 員 (人)			
		秋田県	埼玉県	千葉県	神奈川県
警 察 官 A	大学卒業程度	30	3	5	3
女性警察官 A	大学卒業程度	3			

警察官 A の受験者は、第 2 志望まで選択できる。ただし、秋田県を第 2 志望とすることはできない。

3 職務内容及び給与

(1) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

(2) 初任給（平成15年4月1日現在の秋田県の例）

給料表の種類	職務の級及び号給	給 料 月 額
公安職給料表	1 級 7 号給	196,500円

以上のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

試験区分	実施機関	年 齢 ・ 性 別	学 歴
警 察 官 A	埼玉県 千葉県	昭和49年4月2日 から昭和61年4月 1日までに生まれ た男性	ア 学校教育法（昭和22年法律 第26号）の規定による大学 （短期大学を除く。）を卒業 した者又は平成16年3月31 日までに卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに該当する 者と同等の学歴を有すると認 める者
		昭和48年4月2日 から昭和61年4月 1日までに生まれ	

神奈川県		た男性
警 視 庁	昭和48年7月15 日から昭和57年4 月1日までに生ま れた男性	
女性警察官 A	秋 田 県	昭和49年4月2日 から昭和61年4月 1日までに生まれ た女性

ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

- ア 実施日
平成15年7月13日（日）
- イ 場所
秋田経済法科大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1
- ウ 方法
大学卒業程度の教養試験、論文試験及び身体検査を行う。
- エ 合格者の発表
- オ 警察官 A で志望が秋田県の場合及び女性警察官 A
平成15年7月25日（金）に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。
- カ 警察官 A で志望が秋田県以外の場合
平成15年9月上旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。
- ク 第2次試験
- ク 実施日
 - (ア) 警察官 A で志望が秋田県の場合及び女性警察官 A
平成15年8月上旬
 - (イ) 警察官 A で志望が秋田県以外の場合
平成15年9月下旬

イ 場所
秋田市

ウ 方法
第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、身体精密検査及び体力検査を行う。

(3) 資格調査
受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表
ア 警察官Aで志望が秋田県の場合及び女性警察官A
平成15年8月下旬に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。
イ 警察官Aで志望が秋田県以外の場合

6 採用の方法及び予定時期
平成15年11月下旬以降に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

(1) 方法
最終合格者は、合格を決定した都県の警察官A採用候補者名簿及び秋田県女性警察官A採用候補者名簿に登録され、当該都県の警視總監又は警察本部長からの請求に応じて成績順に提示される。当該警視總監又は警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。

なお、平成16年3月31日までに大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。

(2) 予定時期
平成16年4月以降

7 受験手続
(1) 受験申込書の交付
秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、県庁県民ホール、総合生活文化会館（アトリオン）、各地域振興局総務企画部、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及びびAターンプラザ秋田において交付する。

(2) 受験の申込み
受験希望者は、受験申込書に必要な事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県内の各警察署に提出すること。

(3) 申込受付期間
日曜日及び土曜日を除き、平成15年5月19日（月）から同年6月4日（水）

までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。
なお、郵送による申込みは、平成15年6月4日（水）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

8 その他
(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018（860）3253）、秋田県警察本部警務課（秋田市山王四丁目1番5号 電話018（863）1111内線2623～2624）又は県内の各警察署に行うこと。
(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十五年五月二日秋田県公報第千四百六十六号掲載の秋田県公告（土地改良区の役員の変更及び就任の届出）

(印刷誤り)
九 下 二 平鹿郡大雄村字大慈寺谷地 平鹿郡大雄村字大慈寺谷地六十六番地 十八番地

平成十四年十月八日秋田県公報第千四百九号掲載の秋田県告示第六百七十四号（保
安林の指定解除）の表中
(原簿誤り)

郡市	町村	大字	字
河辺郡	河辺町	大張野	山根

郡市	町村	大字	字
河辺郡	河辺町	大張野	山根

郡市	町村	大字	字
河辺郡	河辺町	大張野	山根

平成十四年八月二日秋田県公報第千三百九十号掲載の秋田県告示第五百二十六号
(保安林の指定解除の予定)の表中
(原稿誤り)

七		六		
"	河辺郡	"	河辺郡	郡市
"	河辺町	"	河辺町	町村
"	大張野	"	大張野	字
"	河辺郡	"	河辺郡	郡市
"	河辺町	"	河辺町	町村
"	大張野	"	大張野	大字
"	山根	"	山根	字

発行 秋田県
購読料 一月三千五百円
秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0862)876601
E-mail:matsubara@matsumatsus.co.jp

